

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成27年10月16日（金）15:47～16:03

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

星野 哲雄 総務省電波政策課周波数調整官

大江 慧知 総務省電波政策課第一計画係長

<事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

田中 誠也 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 小型無人機の実証等に関する無線局免許の迅速化について

3 閉会

○藤原次長 時間が来たので始めさせていただきます。

成長戦略の小型無人機の実証のところでございます。これは近々、また諮問会議もやりますので、そこでも触れさせていただくことになっています。特区内の措置ということで成長戦略に書いてございますが、指摘事項もありまして、それについての御回答を頂戴しているのですが、これは委員の先生方と議論していただきたいのですが、その前に事務的に、10月2日付でパブリックコメントが出ていますが、これと成長戦略の関係について、まず総務省のほうから御説明をいただけますか。

○星野調整官 総務省電波政策課でございます。いつもお世話になっております。

今回10月2日で、この特定実験試験局制度の見直しにつきまして、意見募集を開始しておりますので、そちらについて御説明させていただきます。

○藤原次長 お時間がないので、成長戦略とこのパブリックコメントの関係をまず一言で教えてください。

○星野調整官 成長戦略に対応できるように柔軟化を図るという趣旨で、制度の見直しを計るものでございます。

○藤原次長 成長戦略は我々と皆さんで書いたもので、これについてはきちんと両者、このワーキンググループでまさに議論した話なので、この省令そのもの自体をここでやはり議論しないといけないと思いますけれども、それについてはどうお考えですか。ほかの省庁も含めて、みんなそういう措置をやっているのですけれども、またそういったことについて改めて徹底をさせていただいているはずなのですが、それについてはどうお考えですか。

○星野調整官 成長戦略のところに書かせていただいておりますけれども、特区への対応に先行して、全国措置に対応できるように、制度の見直しを計るものでございます。

○藤原次長 先行というのは、この話はこのこと関連するのですか。成長戦略は特区内の措置としてまさに書いているのですが、この中身と今のパブリックコメントにかけていただいている省令改正案というのは関係するのかわからないのか教えてください。

○星野調整官 関係します。

○藤原次長 関係するのであれば、まさにここでその省令案について議論しなくていいのですか。

○星野調整官 現状の制度の見直しの中で十分対応できるという判断をしております。

○藤原次長 ここに書いていることは、閣議決定を特区のパートでさせていただいて、特区事務局と皆さんとで一緒にこれをつくってきた中で、ほかのものも全部そうですが、ワーキンググループの先生方も含めて大変精緻な議論の中でこの文言は一言一句決まっているので、それについて実際の措置をするときには、必ず措置の内容を議論していただかなければいけないのですが、それについての御認識はいかがですか。

○星野調整官 当然ながら、その部分というものを意識した中での今回の見直しを。

○藤原次長 なぜここで議論しないで外に出したのか教えてください。もしそうだとしたら、先生方に対しても弁明をしてください。

○星野調整官 今回の制度は、特区に対して適用できる部分のみではなくて、一般的にもできる部分も含まれておりますので、全国的な措置として、制度の見直しについて意見募集を開始したものです。

○藤原次長 そうすると、特区の部分はこれから議論をするのでということですか。これはある意味、全国措置なので、特区の事務局とはそれほどすり合わせはしなくてもいいという整理ですか。

○星野調整官 全体枠としてはそういうことになります。

○藤原次長 これは誤解ないように申し上げますが、全国措置の通知とか通達に至るまでここでは議論していますので、成長戦略に関係しているのであれば、そこはきちんとすり

合わせをさせていただかなければいけないと思っています。これはパブコメにかけていただいていますけれども、大変申しわけないですけれども、成長戦略に関連する部分は我々もまた、きょうこの省令についてはまだ拝見していませんが、内閣府としてもきちんと意見を言わせていただくような話になると思いますので、そこだけ御理解いただければと思います。

上乗せの特区の部分については、委員の先生方からもまた宿題も出ていますので、きょうそれについてもまた御説明、御議論いただければと思いますけれども、よろしいですか。

○星野調整官 はい。

○藤原次長 では、先生、お願いします。

○八田座長 それでは、全国措置についてと、特区に係る深掘りについてお話し願いたいと思います。よろしくお願いします。

○星野調整官 前回のワーキングで説明させていただいた中で御指摘いただいている部分といたしまして、今回の特定実験試験局制度の見直しという部分で、特区で本制度を運用する場合の更なるメリットというものがございました。

本件を考えた場合に、まず、電波を公平かつ能率的な利用を確保するためには、他の無線局の混信の防止というものを当然ながら考えなければいけないわけがございますので、その運用をするための大前提として、免許に係る諸手続ということが必要とされております。

ただし、特区、国家戦略特別区域における区域会議等で、例えば使用する周波数、空中線電力、あるいは地域、それから無線設備の技術的な特性、それから混信を防止するための具体的な措置というものが調整できれば、通常ですと特定実験試験局の免許までは1～2週間程度を見ておりますが、これをさらに短縮することが、この区域会議での調整、確認が十分にできるという前提の上で、可能になるのではないかと考えております。

これは先ほどの全国的な措置というものと比較して、特区という意味ではさらに期間の短縮を図れるだろうと総務省としては考えております。

○藤原次長 形式論だけさせていただくと、今の部分、区域会議というのを登場させるというのを制度にまた盛り込んでいただくようなイメージだと思いますが、それも省令改正のような形でしていただくのでしょうか。

○星野調整官 今のところ、省令の中ではなく、特定実験試験局が使用可能な区域あるいは周波数というものを告示する場合に、告示の中に、例えば特区における当該制度の活用について、制定できると思っております。

○藤原次長 要するに特区の中での特定事業という位置づけになりますので、何らかの制度改正が必要だと思います。

○星野調整官 区域会議については、省令、告示等ではなくて、無線局の審査の段階で、総務省から地方支分部局に対する通達等に規定することを考えております。

○藤原次長 通達、通知の類いで担保していただいた上で、それを特区の特例制度、特定

事業と考えるという理解でとりあえずよろしいですか。

○星野調整官 はい。

○藤原次長 済みません。形式論が先行したのですが、中身をお願いします。

○八田座長 そうすると、全国区の今度の制度ですね、パブコメにかけている、その整理についてもうちょっと御説明をお願いします。

○星野調整官 お手元に資料が配付されていると思いますが、これも前回説明させていただいております。

○藤原次長 これは説明してもらってないですよ。省令は。

○星野調整官 特定試験局制度の見直しという意味で。

○大江係長 こちらの資料です。

○藤原次長 それではなくて、きょうこれを説明してください。

○星野調整官 全国の部分というのは前回の資料をお手元にお配りしております。

○八田座長 そのままですか。

○星野調整官 はい。

○大江係長 まさにお手元にお配り差し上げている前回同様の資料が、今、意見募集を開始した内容を概要にしたものでございます。ですので、こちらの資料に基づいて御説明させていただきたく思います。

○八田座長 さっきの整理ですけれども、総務省さんとしてはパブリックコメントにかける前に一応ここに持ってきて議論した。ただし、パブリックコメントにかけるよということと言わなかった。要するに、こっち側としてはいろいろ質問をして、これから先のことをいろいろ伺っていたわけけれども、パブコメにかけてしまうということは、そこでは言われなくて、前に出された資料で、それを全国のものとして条例にしてしまわれたというわけです。特区として何をするんだということをそこできちんと議論する前にそれをされてしまったということが問題だというのが我々の認識ですね。それでいいのですか。

○藤原次長 この省令については内容についても引き続き我々も意見を言わせていただこうと思っております。あるいは、ワーキンググループでも大いに議論していただく可能性も十分あると思います。という前提で、その上乘せ部分の議論も今日もしていただかなければいけないと思っております。

○八田座長 要するに、今の全国区の制度を前提の上で上乘せ部分をするというところで、さっき全国区では1～2週間でできるのだけれども、特区ではそれをさらに短くできるんだというお話をされたけれども、その制度設計についてちょっと伺いたいと思います。

○星野調整官 先ほども申し上げたとおり、区域会議というところに我々は総務省のほうも当然ながら参加させていただいて、そこで十分に調整なり確認をさせていただいて、電波の特性等の確認がその場で可能であれば、例えば申請から数日程度ですぐに免許を出すというような手続がとれるのではないかと考えております。これは制度の運用の部分でございますので、通知ということで運用できるのではないかと考えております。

○藤原次長 運用とおっしゃっていただくと、副大臣からも、電波部長に運用と言わないでほしいという話をしています。

○星野調整官 失礼しました。

○藤原次長 制度論にはなりませんので。

○八田座長 数日と1週間では余り変わらないと思うのです。数日のほうが長いのではないかと。

○星野調整官 最低限の処理がございますので、即日というぐらいまで短縮することがおそらく可能と思っておりますけれども、確実に処理が可能な期間という意味で、今、数日と申し上げさせていただきました。

○八田座長 原則即日と言えば、それは相当魅力的になりますよね。

○星野調整官 十分、区域会議において、技術的特性等が確認できれば、ほぼ原則即日に近い形になるのではないかと考えております。

○藤原次長 即日という整理でいいですか。八田先生がおっしゃっているように。

それから、区域会議に参加するにしてもオブザーバー参加という形になりますけれども、そういう理解でよろしいですね。

○星野調整官 はい。

○八田座長 すると、区域会議自体はそんなにしょっちゅう毎日開いているわけではないから、今の話になると、一種のそこの分科会みたいなものをつくって、要請があったらずっとそこで開くという形をとるよりしようがないでしょうね。だから、会議としてその分科会に委任するという形でしょうね。原則即日ということが入れば、特区の意味があると思うから、さっきの運用ではない形できちんとしていただければ道があると思います。でも、数日だったら、やはり1週間とどう違うのということになってしまうから、余り価値はないと思いますね。

○大江係長 無線局の手続になりますと、事務的な処理がどうしても発生するものでございますので、そこを原則即日とさせていただくのか、どのような形で特区のメリットとして規定に落とし込むのか、御議論させていただきたく思います。

○藤原次長 原則即日でいいですか。

○大江係長 どのような形でインプリメンテーションしていくイメージでお考えなのでしょうか。原則即日という文言を。

○藤原次長 原則即日という整理でやりましょうとおっしゃったでしょう。

○八田座長 24時間以内だったら1日かかるかもしれないと。そのくらいだったらいいでしょう。

○星野調整官 当然ながら、夕方持ってこられてその日というのはなかなか現実的ではないと思いますので、その辺は総務省としても十分受けとめて、検討させていただきます。

○八田座長 では、そういうことでいきますか。

○藤原次長 今おっしゃった通達ですか、通達自体が制度になりますので、速やかに持つ

てきていただいて、これももう特区のほうでも早く特例措置にさせていただいて事業を発行したい、区域会議で区域計画をやりたいという方がたくさんいらっしゃいますので、ぜひ通知、通達のご案内をお願いします。これはパブコメにかけるのですか、かけないのですか。

○星野調整官 通達ですと、意見募集が必要になります。

○藤原次長 でしたら、時間もあれですから、並行して議論いただいてもいいぐらいの話だと思います。

○星野調整官 申しわけございません。通達については、意見募集は必要ございません。

○藤原次長 案をいただいて、早くここで少なくとも全国処理と同じ時期に発行できるぐらいの感じでやらせていただいたほうがいいと思いますので、案を速やかにいただけますか。

○八田座長 では、そういうことでよろしく願いいたします。

お忙しいところ、どうもありがとうございました。